

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

| No. | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 【技術提案書 様式3-3-1～様式3-8】 提案書のフォーマットについて、余白の指定等提案書作成のルールをご教示願います。 また、会社名及び工事名の記入欄がありませんが、記入する必要がないとの解釈でよろしいでしょうか。 | 記載については、説明書に従ってください。余白の指定等は、ございません。各様式には会社名、工事名の記載は不要です。 技術提案書における会社名および工事名は、様式3-1にて記載いただきます。 |
| 2 | 【説明書P15 4-9. 技術提案の評価】 全体計画の妥当性の評価について、技術提案様式3-3-3及び3-3-4で提出するコスト、工期は定量的もしくは定性的に評価されるのでしょうか。もしくは、評価はされず参考値という位置づけでしょうか。また、標準工期、標準工費がありましたら、ご提示願います。 | 技術提案に対して、工事実施方針を踏まえた経済性および工程計画の妥当性、計画実現の可能性について評価いたします。 また、「標準工期・標準工費」はございません。 |
| 3 | 【基本性能・基本条件書(3/9)】 設計に用いる土質条件、地下水位の設定について、条件をご提示頂くことは可能でしょうか。 特に施工時の地下水位は、周辺工事の影響を受けるため、施工会社が各自で設定(推定)するとリスクのバラツキが生じるだけでなく、コスト・工期への影響も大きいため、優先交渉権者の選定段階では条件を統一して頂かないと横並びの評価ができないと考えます。 | 設計に用いる土質条件及び地下水位は、貸与資料等により想定されるリスク等も考慮して適宜設定してください。なお、工費や工期については、想定したリスク等も含めてその妥当性について、技術対話にて確認させていただきます。 |
| 4 | 【技術提案書 様式3-3-3】 [建設工事に要する概算費用]の「その他施工費」について、《記載上の注意事項》に「発進基地施工費・外殻部施工費・躯体施工費・棲壁施工費に含まれない工事内容の費用」とありますが、具体的な工種等をご提示願います。 | 内部掘削や内部構築及び各施工に共通する設備費用等を想定しております。 |
| 5 | 【技術提案書 様式3-3-3】 [建設工事に要する概算費用]の「その他施工費」について、地上部施工ヤードに設置する設備等で発進基地施工や外殻部施工など多項目にわたって使用するものでそれぞれの工事に分割が困難なものは、「その他施工費」に計上するとの解釈でよろしいでしょうか。 例えば、地上部荷役設備、受電設備やランプシールド内荷役搬送設備などの設置撤去・損料を想定しています。 | 解釈のとおりです。 |

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

| No. | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 6 | <p>【技術提案書 様式3-3-3】 『記載上の注意事項』に、ランプシールドに影響を与える提案を行う場合は、当該影響範囲とそれ以外の費用を関連する項目を分割して明示することとあります。以下に点についてご教示願います。</p> <p>①ランプシールドをスチールセグメントにて既発注位置より数m延伸する提案をした場合、延伸分の掘進費用やセグメント費、発生土処分費、シールド機や諸設備の損料費など全てを計上するのでしょうか。</p> <p>②上記の場合、発進基地施工費や軸体施工費など該当する項目ごとに「ランプシールド影響範囲の費用」として延伸長に応じた費用を計上すればよろしいでしょうか。</p> | <p>そのとおりです。 ②については、様式3-3-3『記載上の注意事項』に示すとおり、関連する項目を分けて明示してください。</p> |
| 7 | <p>【技術提案書 様式3-3-4】 工程計画表のフォーマットについて、分かりやすく説明するために、指定工種に加え下位工種の追加記載は可能でしょうか。</p> | 項目を増やすことは可能です。 |
| 8 | <p>【技術提案書 様式3-3-4】 指定様式(工程計画表のフォーマット)の表中に、「全体」との項目があります。ここには何を記載すればよいか具体的にご教示願います。</p> | 本工事の全体工期を記載してください。 |
| 9 | <p>【基本性能・基本条件書 4/9】 工事用運搬経路について、本線トンネル杭内の運搬経路の使用条件が記載されていますが、工期短縮を目的として、本線トンネル施工に影響を与えない範囲で、本線トンネルを使用して資材を運搬することは可能でしょうか。</p> | 工事用運搬経路に関する施工条件は、「基本性能・基本条件書(4/9)」に記載のとおりです。 |
| 10 | <p>【説明書P4 3-1競争参加資格(6)】 設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めないとありますが、現場代理人または監理技術者と設計監理技術者、照査技術者のいずれかとの兼務は可能との解釈でよろしいでしょうか。</p> | 現場代理人(または監理技術者)が設計管理技術者または照査技術者のいずれかを兼務することは可能です。 |
| 11 | <p>【説明書P4 3-1競争参加資格(6)】 設計管理技術者と照査技術者は、他の設計業務との兼務は可能との解釈でよろしいでしょうか。</p> | 解釈のとおりです。 |